

令和4年度

第8回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 8 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和4年10月19日(水)午後3時40分から午後4時20分

2 開催場所 静岡県産業経済会館3階 第1会議室

3 出席委員(18人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子 7番 大塚 師輝

8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代 10番 小村 寿文

11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美

16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均

19番 森田 早苗

4 欠席委員 4番 海野 光祥

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 非農地証明申請について

議案第49号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第31号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定
による届出について

報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第33号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 　ただ今から令和4年度第8回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、4番 海野 光祥委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

6番 大石 泰子委員、7番 大塚 師輝委員にお願いいたします。次に委員の皆様をお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第45号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第45号朗読】**

申請は2ページ、3ページに記載のとおり11件でございます。

議長 　それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　1班です。整理番号58番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族より贈与による持分移転です。整理番号59番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族より贈与による所有権移転です。整理番号60番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、第三者より贈与による所有権移転です。整理番号61番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親子での贈与による所有権移転です。整理番号62番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号63番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。

15番 　以上、職員から説明がありました6件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 　2班です。整理番号64番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

16番 　以上、職員から説明ありました1件につきまして、2班としては許可相当と判断

しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局

3班です。整理番号65番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、こちらは令和4年度第7回の総会において下限面積の特例の申請を受けた、空き家バンクに付随する農地であり、申請に及んだものです。整理番号66番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、隣接する農地を所有しており一体利用をたく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及んだものです。整理番号67番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、隣接する農地を所有しており一体利用をたく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及んだものです。整理番号68番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、隣接する農地を所有しており一体利用をたく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及んだものです。

17番

以上、職員から説明がありました4件については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

発言もないようですので、議案第45号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長

議案第45号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第46号朗読】

申請は5ページに記載のとおり1件でございます。

議長

それでは、地区審査を行いました2班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局

2班です。整理番号9番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、申請地を駐車場に転用し、貸し出したいとの申し出があり申請に及びました。貸し出し先は、主に市内で運送業を営む法人です。運送

業者は現在賃借している駐車場が使用できなくなるため、新たな駐車場を探していたところ、申請者と話がまとまり貸し出し予定となっています。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ、代替性も検討され、転用面積も適当と思われれます。

16番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第46号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第47号朗読】**

申請は7ページに記載のとおり2件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 それでは、議案第47号について、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号56番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定と売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請人は現在の住宅では手狭となり、父の土地に自己用住宅を建てたいと考えたが、敷地が手狭であった為隣地の所有者と売買の話がまとまり申請に及んだものです。なお、今回の件については、大規模既存集落の特例に該当する農地になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われれます。整理番号57番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、申請人は昨年結婚し、隣接地の実家では手狭となるため、祖父の土地に自己用住宅を建てたいと考え、申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われれます。

17番 ただ今、事務局から説明のありました2件について、3班としては許可相当と判

断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番 整理番号56番、57番との農地区分の違いの説明をお願いします。

事務局 整理番号56番については、宅地化40%で第3種の判断し、整理番号57番については、市街化区域境より概ね500mで第2種の判断をしました。

7番 地図を見る限り宅地化40%は、変わらないように思いますが、そのところの違いはいかがですか。

事務局 違いはありませんので、整理番号57番については、第3種に修正させていただきます。

議長 他に発言もないようですので、原案を一部訂正し決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第47号について、原案を一部訂正し決定いたしました。

次に、議案第48号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第48号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり3件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号22番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和47年に、父が倉庫を建築し現在に至り、証明基準「2」の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年9月29日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。

15番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号23番、24番、駿河区の案件です。申請者、申請内容が同一のため、まとめて説明させていただきます。内容は、記載のとおりです。現況は、森林です。こちらの案件ですが、平成5年より、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準「5」の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年10月5日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。

16番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、2班としては承認するこ

とが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第48号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第48号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第48号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第49号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第49号朗読】**

申出は11ページに記載のとおり5件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号27です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。9月22日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号28です。こちらの生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。9月26日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号29です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。10月3日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。主たる従事者の死亡による場合、市の緑地政策課では、買取り申し出は原則死亡後2年以内としておりますが、この案件につきましては、緑地政策課に確認したところ、「買取り申し出をする土地の範囲の決定に時間を要したため遅れた」という遅延理由書を提出させ、買取り申し出を受け付けるとのことでしたので、証明願を受け付けました。整理番号30です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250日農業に従事していました。9月29日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号31です。こちらの生産緑地は平成21年、平成29年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。9月29日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 ただいまの議案第49号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第49号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第49号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。
報告第30号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第30号朗読】**

通知は13ページ、14ページの13件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局 整理番号50番と51番は同一の案件です。農地として売買するため、合意解約しました。整理番号52番と53番は同一の案件です。農地として売買するため、合意解約しました。整理番号54番と55番は同一の案件です。耕作者が、霜被害により収量が見合わず、規模縮小するため、合意解約しました。整理番号56番から59番までについては、耕作者が、高齢及び担い手不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号60番については、労力不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号61番と62番は同一の案件です。農地として売買するため、合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第30号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第30号を終わります。
次に、報告第31号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第31号朗読】**

届出は16ページから21ページの58件がございました。その内訳は、4条の転用が15件、5条の転用が43件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が38件、賃借権設定が4件、使用貸借による権利の設定が1件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第31号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第31号を終わります。
次に、報告第32号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第32号朗読】**

届出は23ページの15件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第32号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第32号を終わります。

次に、報告第33号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第33号朗読】**

申出は25ページの1件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受け
けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。
整理番号9は、9月15日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上1件、
当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認
められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。なお、申請地の清水区
の面積2,221㎡の内1,128㎡の一部は、利用権設定等促進事業により、相
続人から駿河区の方へ特定貸付けを行っているものになります。特定貸付けとは、
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の貸借
を意味します。特定貸付けを行った場合には、農業経営が継続されているものとみ
なされ、納税猶予の適用を受けることができます。

議長 ただいまの報告第33号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第33号を終わります。
以上をもちまして、静岡市農業委員会第8回総会を閉会いたします。